学童クラブ一括募集に関するＱ＆Ａ（令和９年度入会）

■提出書類について

Q.提出が期限までに間に合わない書類があります。先に提出できる書類のみ提出してもよいですか。

A.受付期間内に必要書類が全て揃っていないと審査の対象となりません。提出書類に不足がある場合には受付ができないため、締切日に注意し余裕をもってご提出ください。

Q.中央区に転入予定です。住んでいない段階でも申請はできますか。

Ａ.中央区内に住所が決まっており、令和９年３月 31 日までに中央区への転入手続きが完了する場合は、一括募集に申請可能です。その際、①転入誓約書 ②不動産売買（賃貸）契約書の写しをご提出ください。【小学生の放課後等の居場所ご案内p.８④】をご参照ください。

Q.転職をして 1 月から新しい会社で働くのですが、現在働いている会社の勤務証明書も必要ですか。

A.受付期間中（12 月１日～１月５日）に勤務先が変わる方は、変更後の勤務証明書をご提出ください。提出が難しい場合は、内定証明書等新しい勤務先がわかる書類と事情等申出書に『勤務を開始していないので勤務証明書の提出が難しい為、就労後速やかに提出する』旨記載しご提出ください。必要に応じて会社に在籍確認等の連絡を行いますので、予めご了承ください。なお 2 月以降に転職予定の方は、現在働いている会社の勤務証明書をご提出ください。

Q.第二希望の学童クラブを記入した場合、申請書の提出先はどこですか。

A.第一希望の学童クラブ、または中央区役所放課後対策課宛てに郵送にてご提出ください。

Q.土曜日も学童クラブの利用をしたい場合は、どのような書類を提出すればよいですか。

A.保護者全員分の土曜就労が確認できる勤務証明書をご提出ください。

■申請について

Q.民設民営※の学童クラブに申請をしたのですが、公設の学童クラブにも申請できますか。

A.はい、可能です。ただし両方の学童クラブに在籍することは出来かねますので、公設学童クラブの結果がわかり次第、ご利用になる施設を確定してください。入会しない方の施設には、必ずその旨をご連絡いただき、必要な書類の提出を行ってください。

※民設民営学童クラブ…ベネッセ学童クラブ人形町、ベネッセ学童クラブ月島、ベネッセ学童クラブ晴海、キッズクラブ・日本橋

Q.第二希望を記入した場合は、審査で不利になりますか。

A.いいえ、なりません。希望の順番に関係なく、指数の高い方から入会する学童クラブを決定するため、第二希望を記入しても不利になることはありません。(指数次第で第二希望の学童クラブに入会決定することもありますので、予めご了承の上ご記入ください。)

Q.申請書類の提出時期によって、選考結果に影響が出ることはありますか。

A.いいえ、ありません。選考は先着順ではないため、申込の順番によって結果に影響が出ることはありません。

Q.午前中のみの就労ですが、申請はできますか。

A.学童クラブは放課後からの利用となりますので、プレディの利用をご検討ください。なお、夜間勤務をしている等の理由により、放課後帰宅しても家庭で適切な保護育成を受けられない場合は申請が可能です。

Q.育児休業中も申請が可能ですか。

A.はい、可能です。令和 9 年度より、育児休業中の方でも学童クラブの申請が可能となります。育児休業の取得（予定）期間を記載した勤務証明書をご提出ください。また指数については、【小学生の放課後等の居場所ご案内 p. 5　2 対象者（注 5)】をご参照ください。

Q.現在就労中ですが、4 月に出産予定です。申請はできますか。

A.はい、可能です。なお、就労要件と出産要件との重複の場合は、出産要件の指数が適用されます。提出書類は就労、出産それぞれの必要書類をご提出ください。必要書類については、【小学生の放課後等の居場所ご案内 p. 7　（5）各書類の概要②-1】をご参照ください。

■勤務証明書について

Q.勤務証明書に押印は必要ですか。
A.いいえ、勤務証明書への社判等の押印は不要です。

Q.複数の会社に勤めています。勤務証明書の提出はどのようにしたらよいですか。
A.別々の就労先である場合は、それぞれの会社の勤務証明書の提出が必要です。また必要に応じて、別途追加資料の提出をお願いする場合があります。

Q.兄弟で同じ施設に申請する場合、提出書類はそれぞれ必要ですか。
Ａ.はい、原則必要です。ただし同じ施設に申請する場合、勤務証明書と自営の方が事業を営んでいることを証明する書類は、１世帯１部の提出で構いません。なお、申請する施設が異なる場合は、すべての書類をそれぞれの施設にご提出ください。

Q.11 月に会社を立ち上げたばかりなので、事業を営んでいることを証明する書類のうちＢグループの書類を３か月分提出できないが、どうしたらよいですか。
Ａ.事情等申出書に『開業したばかりで３か月分の書類が提出できない為、準備ができ次第速やかに提出する』旨記入いただき、用意できる分をご提出ください。後日準備が整いましたら月毎に提出をお願いいたします。

Q.勤務証明書は自分で記入してもよいですか。
A.会社にお勤めの場合は、必ず就労先の人事担当の方に記入を依頼してください。就労先事業者等に無断で勤務証明書を作成した場合、刑法上の罪に問われることがあります。

Q.個人事業主として働いています。屋号がない場合は、勤務証明書の事業所名に何と記載したらよいですか。
Ａ.ご自身が経営されている会社の場合、代表者名をご記入ください。

■その他

Q.学童クラブの待機になった場合、プレディは使えますか。

Ａ.はい、利用可能です。ただし、プレディと学童クラブの両方に在籍することは出来かねますので、学童クラブに空きが出た場合は、ご利用になる施設を確定してください。

Q.夏休み等の長期休暇のみの利用はできますか。

A.学童クラブは週 3 日以上の定期的な利用が必要なご家庭が対象です。長期休業のみの一時的な利用を希望の場合は、プレディの利用をご検討ください。

Q.入会案内（申請書類の書類を含む）はどこでもらえますか。

A.児童館、各学童クラブ、放課後対策課（中央区役所地下１階）で配布しております。また、ホームページからもダウンロードが可能です。